

令和6年3月22日

入札参加者 各位

財務部契約課長
(担当：工事契約係)

現場代理人及び技術者等の適正配置について（一部改正）

令和6年1月15日付け契約課通知「現場代理人及び技術者等の適正配置について」を、下記のとおり一部改正いたしますので、ご確認の上、適正な配置となるようお願いいたします。

記

1. 主な改正内容

○現場代理人における常駐緩和措置の拡大
(常駐免除期間と兼任の同時適用)

2. 改正後通知全文 別添のとおり

3. 適用日 令和6年4月1日

現場代理人及び技術者等の適正配置について

令和6年4月1日適用

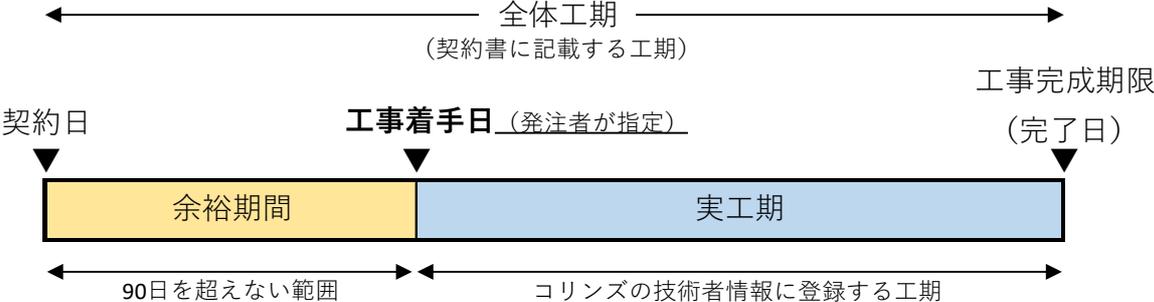
現場代理人、主任技術者又は監理技術者に関する留意事項

建設工事においては、適正な施工を確保するため、建設業法に基づく主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐（以下、「技術者等」という。）の配置が必要となります。また、新潟市工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）において、工事現場において運営、取締りを行う者として現場代理人の配置を求めています。

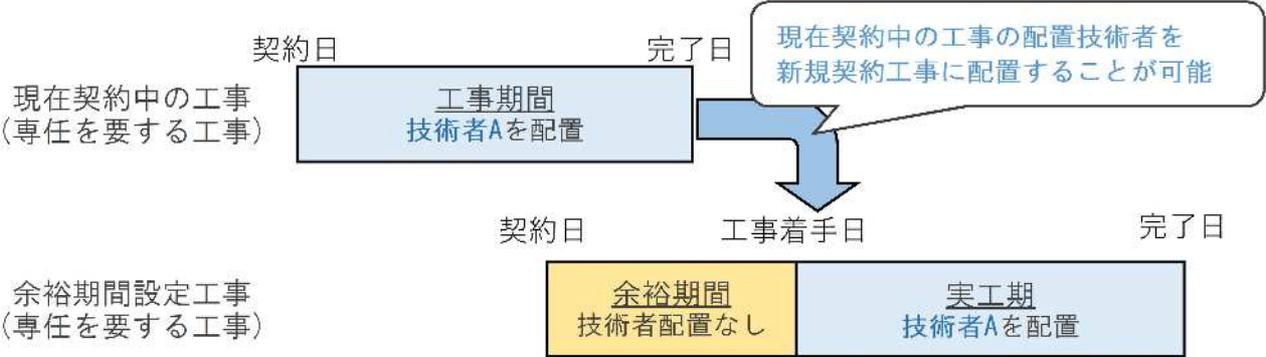
以下、本市発注工事における留意事項をまとめましたので、ご留意願います。

余裕期間設定工事における現場代理人・技術者等の配置について

本市では、施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行を推進する取り組みの一環として、令和6年2月から、建設工事における余裕期間制度を開始しました。



「余裕期間」とは、契約日から工事着手日前日までの期間で、受注者が工事施工体制を整備するための期間を言います。余裕期間内は実工期外であるため、現場代理人及び技術者等の配置は不要です。実工期における現場代理人及び技術者等の配置は、従来通りです。以下の留意事項をご確認ください。なお、CORINSにおける技術者情報の従事期間は、実工期を登録してください。



1. 現場代理人について

(1) 資格要件・常駐

特別な資格は要しませんが、その職務の重大性から受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係であることを必要とします。(※「4. 現場代理人及び技術者等の確認資料について」を参照)

当該契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営や取締り等を行います。ただし、工事現場における運営や取締り等に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、工事現場における常駐を要しない場合もあります。(§ 契約約款第11条第2項・第3項)
常駐義務は「工事履行届」に記載する履行日までとします。

(2) 他の工事との現場代理人の兼任

次の①または②のいずれかの条件に該当する場合、現場代理人の兼任を認めます。ただし、1人の現場代理人に対して同時期に認められるのは、①または②のいずれか一方の場合のみです。

- ①本市発注の工事（新潟市水道局発注工事を含む）で、当初契約金額の合計が 8,000 万円未満の工事（1件 4,000 万円未満、工種は問わない）5件まで兼任を認めます。この場合の合計金額は、当初契約金額の合計金額で判断し、変更により合計金額が規定額を超えても継続して兼任できます。
- ②本市発注の工事で、兼任する工事現場が同一または近接しており、かつ工事内容に関連性がある場合で、兼任してもその影響が比較的少ないと工事発注所属長が認めた工事（金額の上限なし。発注時に特記仕様書等に示した工事に限る）5件まで兼任を認めます。

※現場代理人は発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとってください。

また、現場代理人は対象工事いずれかに常駐することとしてください。

※①について、市水道局発注工事と兼任する場合は、①及び水道局通知で定める条件の双方を満たす必要があります。

(3) 常駐の免除

次の①～④に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとします。ただし、常駐を免除する場合は、発注者との連絡体制の整備、現場の安全管理等について、発注者と協議の上決定し、工事打合せ簿に明記してください。

- ①契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れる期間

※案件ごとに特記仕様書に常駐免除期間を明示します。現場代理人が工事現場に常駐すること

を必ずしも要しない期間であっても、他の工事の現場代理人や技術者等を兼任することはできません。

※③については、工場製作のみが行われている期間は、必ずしも工場に常駐する必要はありませんが、工場製作過程における品質管理、安全管理等に責任を持てる体制でなければなりません。

(4) 注意事項等

正当な理由なく、取扱いを超えた兼任が発覚した場合や、常駐免除を受けずに不在とした場合は、指名停止や工事成績の減点を受ける場合があります。

2. 技術者等について

(1) 資格要件・専任

資格要件については、下記①及び②を満たす必要があります。

①直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

※「4. 現場代理人及び技術者等の確認資料について」を参照

②工事を施工するために、必要な技術者資格を有すること。

- ・主任技術者：建設業法第7条第2号による
- ・監理技術者または特例監理技術者：建設業法第15条第2号による
- ・監理技術者補佐：主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者、または監理技術者の資格を有する者

※別に定めている要件等があれば、その要件を満たす者であること。

技術者等の専任については、公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額4,000万円以上、建築一式工事においては8,000万円以上）に設置する技術者等は、特別な場合を除き、原則として工事ごとに専任で配置しなければなりません。

専任を要しない工事の主任技術者であれば、他の工事との兼任も可能ですが、変更により契約金額4,000万円（建築一式工事においては8,000万円）を超える可能性のある工事との兼任については、行わないよう留意してください。

なお、専任義務は「工事履行届」に記載する履行日までとします。

(2) 技術者等の専任の免除

次の①～④に掲げる期間においては、技術者等の工事現場への専任を免除することができるものとします。ただし、専任を免除する場合は、いずれの場合も発注者との連絡体制の整備、現場の安全管理等について、発注者と協議の上決定し、工事打合せ簿に明記してください。

- ①契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れる期間

※①について、現場施工に着手するまで専任を求めませんが、他工事で専任を求められる技術者等である場合、当該工事の技術者等として配置できません。

※②について、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（当該工事の専任を要しない期間内に工事が完了するものに限る）の専任の技術者等として従事することができます。

※③について、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、技術者等がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制のもとで、製作を行うことが可能である場合は、同一の技術者等がこれらの製作を一括して管理することができます。

（3）主任技術者の専任要件の緩和

請負金額 4,000 万円（建築一式工事においては 8,000 万円）以上に置く主任技術者については、下記①及び②を満たす場合、2 件まで兼任が可能です。

①国、県、市町村等が発注する工事であること。

※兼任する工事が他機関の発注である場合は、当該発注機関が兼任を認めた場合に限る。

②工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事、または施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が 10km 程度の近接した工事であること。

【例示】

ア 工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事

例 1) A 地区国道舗装工事と A 地区市道拡幅工事

イ 施工にあたり相互に調整を要する工事

例 1) A 工事と B 工事で工事用道路を共用しており、相互に工程調整を要する

例 2) A 工事の発生土を B 工事の盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する

例 3) A 工事と B 工事で資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する

例 4) A 工事と B 工事の相当の部分を同一の下請けで施工し、相互に工程調整を要する

※専任の主任技術者に対する取扱いであって、専任の監理技術者、営業所における専任の技術者については兼任の適用対象外です。

※兼任する工事において、受注者の責によらないやむを得ない理由により、専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、技術者の途中交代を認めます。

(4) 技術者等の専任要件の緩和

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物または連続する工作物である場合、これらの複数の工事を一つの工事とみなして、当該技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。

これは、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられるためです。この場合、当該建設業者はすべての発注者に対し、打合せ簿等で書面による承諾を得る必要があります。

なお、兼任した複数工事の下請金額が合計 4,500 万円（建築一式工事においては 7,000 万円）以上になる場合には、専任の主任技術者から監理技術者へ、配置技術者の変更が必要です。

3. 特例監理技術者の取扱いについて

(1) 配置要件

建設業法第 26 条第 3 項ただし書の適用を受ける特例監理技術者について、下記の要件すべてに該当する場合は配置が可能です。

- ① 受注者が特定共同企業体でないこと。
- ② 兼任する工事数は、他機関発注の公共工事・民間工事含め 2 件までであること。
※兼任する工事が他機関の発注であるときは、当該発注機関が兼任を認める場合に限る。
- ③ 兼任する工事現場が、共に新潟市内であること。
- ④ 当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ⑤ 監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求める技術検定項目と同じであること。
- ⑥ その他、発注者が監理技術者の専任を要すると判断する工事でないこと。

※特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行してください。

※特例監理技術者が現場に不在の場合においても、監理技術者の職務が円滑に行えるよう、特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を整えておく必要があります。

※監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすることが必要です。

4. 現場代理人及び技術者等の確認資料について

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

現場代理人及び技術者等について、所属する会社と直接的かつ恒常的な雇用関係を証するため、下記①～⑤のいずれかの書類の写しを、「工事着手届」の提出と同時に提出または提示し、監督職員の確認を受けてください。また、一般競争入札における技術者等については、「配置予定技術者調書」の提出と同時に、契約担当課の確認を受けてください。

なお、在籍出向者、派遣社員は直接的な雇用とは言えず、短期雇用者は恒常的な雇用とは言えません。

- ① 監理技術者資格証（表・裏）の写し ※所属企業名が記載されていること
- ② 健康保険被保険者証の写し ※マスキングがされていること
- ③ 住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し
- ④ 雇用保険被保険者証の写し
- ⑤ 源泉徴収票の写し

（２）雇用確認基準日

- ① 現場代理人
 - … すべての案件で契約日の前日までに雇用関係があること
- ② 技術者等
 - ・ 専任を要する工事（一般競争・随意契約）
 - … 入札申込日(随意契約の場合は見積書提出日)以前に3ヶ月以上の雇用関係があること
 - ・ 専任を要しない工事（一般競争入札）
 - … 入札申込日以前に雇用関係があること
 - ・ 指名競争入札
 - … 入札執行日以前に雇用関係があること
 - ・ 専任を要しない工事（随意契約）
 - … 見積書提出日以前に雇用関係があること

（３）雇用期間の特例

下記①～③いずれかに該当する場合、直接的かつ恒常的な雇用があるものとみなします。

- ① 営業譲渡又は会社分割した場合（H13.5.30 国総建第155号）

営業譲渡の日や会社分割登記をした日から3年以内に限り、それぞれ譲渡・分割した企業からの出向社員を現場代理人及び技術者等とすることが可能です。
- ② 国土交通大臣から持株会社に係る企業集団の認定を受けた親会社及び子会社についての取扱い（H14.4.16 国総建第97号）

親会社からその子会社への出向社員が当該子会社の受注した工事の現場代理人及び技術者等になることができます。（子会社が親会社からの出向社員を現場代理人及び技術者等として配置する場合、企業集団に属する親会社やその他の子会社が当該工事の下請負人となることはできません。）
- ③ 親会社及びその連結会社の取扱い（H15.1.22 国総建第97号）

当該企業間の出向社員を現場代理人及び技術者等とすることが可能です。（当該工事を親会社、連結子会社、非連結子会社に下請負させる場合は、出向社員を現場代理人及び技術者等とすることはできません。）

（４）技術者等の資格を証明するもの

発注者から提出を求められた際、下記の書類を提出してください。なお、監理技術者講習修了証については、監理技術者資格証の裏面で講習修了が確認できるようであれば、同修了証の写しの提出は不要です。

- ① 監理技術者及び特例監理技術者

- ・ 監理技術者資格証（表・裏）の写し、及び監理技術者講習修了証の写し

② 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

- ・ 資格証明書等の写し（国家資格等を有する技術者）
- ・ 経歴書（実務経験による技術者の場合）

③ 監理技術者補佐

次のいずれかの資料を提出してください。

- ・ 監理技術者資格証（表・裏）の写し、及び監理技術者講習修了証の写し
- ・ 建設業法で定める技術検定の合格証明書等の写し

5. 営業所の専任技術者の取扱いについて

（1）営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2号において、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また、許可を受けようとする建設業ごとに、専任の技術者を置かなければならないこととされています。「専任」とはその営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、工事現場で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の専任技術者を兼任することは可能です。

（2）現場代理人及び技術者等との兼任について

現場代理人及び技術者等は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼任はできません。ただし、下記①及び②の要件を満たした場合は、現場代理人または専任を要しない技術者等と兼任することができます。

- ① 当該事務所（営業所）において請負契約が締結された工事であること。
- ② 工事現場と事業所（営業所）がともに新潟市内で、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。また、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。

6. 経營業務の管理責任者の取扱いについて

（1）経營業務の管理責任者とは

その営業所において、営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、建設業の経營業務について総合的に管理し、執行した経験を有した者を言い、建設業の許可を取得するためには、その知識経験を十分に有する人を経営管理の責任者としてあらかじめ配置しておく必要があります。また、経營業務の管理責任者は常勤でなければなりません。

なお、営業所の専任技術者と経營業務の管理責任者を兼任することは可能ですが、兼任している場合は、技術者等との兼任はできません。

（2）現場代理人及び技術者等との兼任について

現場代理人及び技術者等は、工事現場に常駐しなければならないため、経營業務の管理責任

者との兼任はできません。ただし、下記①及び②の要件を満たした場合は、現場代理人または専任を要しない技術者等と兼任することができます。

- ① 当該事務所（営業所）において請負契約が締結された工事であること。
- ② 工事現場と事業所（営業所）がともに新潟市内で、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。また、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。

7. 現場代理人と技術者等との兼任について

同一請負契約に限り、現場代理人と技術者等を兼任することができます。同一請負契約で兼任した者であっても、「1. 現場代理人について」、「2. 技術者等について」に基づき、他工事の現場代理人及び技術者等を兼任することができます。

8. 現場代理人及び技術者等の変更について

建設工事の適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどる技術者等の工事途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、技術者等の途中交代を行うことができる条件について発注者と合意がなされた場合に認められます。一般的な交代の条件としては、技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられますが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で協議する必要があります。

なお、技術者等の交代の時期は、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ、一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

また、監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での交代には該当しません。

現場代理人については、工期途中での交代について認めますが、みだりに交代し工事現場が混乱することの無いよう、最低限の交代にとどめてください。

9. その他

他工事の現場代理人及び専任を要する技術者等の兼任を行う場合には、兼任するすべての担当課に書面で兼任の報告をするとともに、監督職員の確認を受けて下さい。

また、工事実施に際し、工期延長、作業事故、苦情等が発生し、原因が施工体制の不備と市が判断した場合には、兼任配置の解除を命じることができるとし、受注者は別の技術者等を速やかに配置することとします。

各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、指名停止や工事成績の減点を受ける場合があります。

○現場代理人、技術者等の兼任について

		専任を要しない工事(注1)		専任を要する工事(注2)		
		現場代理人	技術者等	現場代理人	技術者等	
同一工事	現場代理人		兼任可		兼任可	
	技術者等	兼任可		兼任可		
別途工事	専任を要しない工事(注1)	現場代理人	兼任不可(注3)	兼任不可(注3)	兼任不可(注3・4)	
		技術者等	兼任不可(注3)	兼任可	兼任不可(注3・4)	
	専任を要する工事(注2)	現場代理人	兼任不可(注3)	兼任不可(注3・4)	兼任不可(注3)	兼任不可(注3・4)
		技術者等	兼任不可(注3・4)	兼任不可(注4)	兼任不可(注3・4)	兼任不可(注4)

○経營業務管理責任者・営業所の専任技術者の現場代理人・技術者等の兼任について

	現場代理人・技術者等	
	専任を要しない工事(注1)	専任を要する工事(注2)
営業所専任技術者	兼任可(注5)	兼任不可
経營業務管理責任者	兼任可(注6)	兼任不可

※現に経營業務管理責任者と営業所専任技術者を兼務している方は、現場代理人及び技術者等を兼任することはできません(一人三役は不可)

○現場代理人が2以上の工事現場を兼任する場合の配置例

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
	技術者等を兼任しない場合	現場代理人と技術者等を兼任する場合		
配置技術者の要件		専任を要しない工事(注1)	専任を要する工事(注2) 技術者等(右以外)	「2.(3)(4)の専任要件の緩和措置にあたる工事」
現場代理人の兼任	兼任不可(注3)	兼任不可(注3)	兼任不可 技術者等が専任のため	兼任不可(注7)

注1 専任を要しない工事とは、請負金額が4,000万円(建築一式は8,000万円)未満の工事

注2 専任を要する工事とは、請負金額が4,000万円(建築一式は8,000万円)以上の工事

注3 1.(2)を参照

注4 2.(3)(4)を参照

注5 5.(2)を参照

注6 6.(2)を参照

注7 1.(2)及び2.(3)(4)を参照